

# 文書館ニュース

14 号  
山口県文書館

文書館法成立への期待……………	木梨亮一…1
第一回全国都道府県史協議会報告……………	田村哲夫…2
山口県市町村行政文書保存状況一覧表について……………	広田暢久…4
山口県内古文書緊急調査……………	石川敦彦…7

## 文書館法成立への期待

木梨亮一  
(山口県文書館長)

わが国で、歴史資料保存運動が始められてから今日まで可成年数が経過しているのに、今だに抜本的な法的措置がとられていないことは誠に残念である。

こゝに云う歴史資料とは、古文書ならびに公文書類を指すのであるが、戦後のわが国の近代化への急速な発展に伴い、社会環境の変化が著しく、年々貴重な文書類が散逸或いは消滅していることは事実であり、大変そのことが憂われている。歴史資料としての文書類は、日本民族の文化遺産であり、一刻も早く法による保存措置を講じなければならぬ時にきている。

日本学術会議では、昭和三十四年に「公文書散逸防止について」ついで昭和四十四年に「歴史資料保存法の制定について」と二回にわたり内閣総理大臣宛に勧告がなされ、昭和五十二年には「官公序文書資料の保存について」要望が提出された。そして、昭和五十五

年には恐らく「文書館法の制定について」の勧告がなされるであろう。

一方地方自治体においては、昭和四十一年に日本図書館協会郷土資料全国大会が山口県で開催され、その際文書館の設立が提案されて以来、埼玉・福島・茨城県などに歴史資料保存施設が設立された。当館はこれらの館と共に文書館設立運動を全国に呼びかける組織の準備を進め、昭和五十一年二月には、歴史資料保存利用機関連絡協議会（史料協）が創立された。その第一回の創立大会が本県で開催され、昨年の秋には第五回目の研究大会が神奈川県で開催されている。この会への参加者も年々ふえており、この問題への関心が年々深まっていることを物語っている。

この間史料協として、昭和五十三年に「歴史資料（文書）の保存について」全国の都道府県知事・教育長宛に要望書を提出。ついで昭和五十四年には、「歴史資料保存法の促進に関する要望書」を衆参議長・都道府県知事・教育長宛に提出した。

数百年の歴史を持つ欧米の文書館に較べ日本の文書館の歴史は極めて浅く、国の機関としては、昭和二十六年に現在の国立史料館の前進である文部省史料館が設置され、昭和四十六年に国立公文書館が設置されたにすぎない。

地方自治体の施設としては、昭和三十四年に山口県が全国に先駆けて文書館を設置し、以後資料館等の文書館類似施設は出来ているが、謂所文書館と銘うった施設は極めて少ない。今後設置が予定されているところでは、文書館の構想が多いには思われるが、法の制定を待たずに、様々な形で施設が出来ている。

法制化の問題については、今後幾多の問題点を生ずることが予想されるが、差し当つての問題点として考えられることは、(一)国のこの省庁で所轄するか、(二)法の適用範囲をどうするか、(三)文化財保護法との関係、(四)図書館法及び博物館法との関連、(五)既設の施設等との関係等が予想される。

兎に角急がれることは、地方の実情を組入れた国の文書行政に対する基本的な姿勢ないし方針を明確にし、積極的にこの問題に早く取り組むことである。

一方地方自治体としても、毎年多量に発生している行政文書・記録等をどのように保存し、整理し、利用に供して行くか、又所在する古文書等の散逸防止にどのように対処して行くかは、どこも切実な問題であるはずである。

この問題に対し、もつと真剣に取り組む、文書館法の制定を急ぐべきであり、近く実現することを期待するものである。



## 第一一回全国都道府県史協議会報告

田村哲夫

昭和五四年一〇月一七・一八日(水・木)、山口県文書館の引受けで開催された「全国都道府県史協議会」について、当日の座長の一人として協議内容の概略を報告いたします。

一七日午前中は山口県文書館の諸施設等と山口県立美術館(開館記念特別展「生誕一五〇年狩野野崖展」)を見学し、午後は会場を山口市湯田の公立学校共済組合湯田保養所「山泉荘」に移し、一三時から協議会(座長「田村・広田両専門研究員」)に入った。

その協議事項の順にしたがつて協議内容に対し、参加者の意思表示や意見があつた要点等についてまとめてみました。

一、編さん体制について

資料編と通史編との執筆担当者が同じ(五県)、分れている(三三県)の二つの体制があるが、通史編の執筆者として在任の郷土史研究者に依頼している県は少ない。また、資料編は長年月を要し、通史編は短年度で完結させることが多いのも編さん体制の相違点であろう。なお、刊行計画については予定通りに進んだ(三県)、計画を変更して延びた(七県)との意見表示があつた。

二、手当・報酬について

通史編の原稿料は県職員が執筆者であれば、他の執筆者よりも低く支払っている県が一六県あり、また専門委員と執筆者との区別

はないとする県は九県であった。なお原稿料外に手当を出す県は四県あったが、調査料と原稿料とをコミにしないで区別するという県（一五県）が多かった。

### 三、配布について

編集機関が直接頒布（一四県）するが、委託して頒布（二県）する県もあつた。そしてその頒布は有償（一七県）の場合が多い。

また「県史研究」等を有償で頒布している県が五県あつた。

### 四、調査収集について

史料収集は編さん担当者が行なっているという県は八県で、長野県では東大史料編さん所へ二年交代で一六年間にわたる内地留学生を派遣して収集につとめたとの報告がなされた。また和歌山県では同県出身の編さん所員に依頼、新潟県では嘱託員一名を任命して調査を依頼するなど、東京に所在する史料の調査収集には苦心されている様子がうかがわれた。なお栃木県では、六〇名の調査協力者があり、日当三、一〇〇円を払っているという。

### 五、市町村史編さんとの協力について

連絡組織（会議）を作っている県は山形・埼玉・神奈川等であるが、市町村から史料の提供を受けている（九県）、史料目録作成の協力を得ている（七県）という県の方が多かった。

### 六、著作権について

編さん事業終了時における覆刻にともなう著作権について宮城県から提案されたが、後日文化庁に問合せることとなった（このことについては昭和五四年一月二十八日付、山文第一七六号で、山口県文書館長から府県史編さん担当代表者あてに「著作権に関する照会事項に対する文化庁著作権課の回答について」を通知して

処理済である）。なお執筆者と契約を結んでいる県として山形県が県と共有するとの説明があつた。

### 七、史料保存について

史料保存機関を考えている県一〇県のうち、秋田（県立図書館内に文書係設置）、広島（県が設置を表明している段階）、群馬（五年度で施設予算を要求）、岡山（構想はあるが予算化なし）などの発言があつた。

### 八、次回以後のあり方について

千葉県から協議会報告（まとめ）を作成して欲しいことと、配布資料は開会前に読めるようにして欲しいとの要望があり、次回の宮城県からは多数の参加を望むと発言され、最後に次々回は北陸ブロックの新潟県を中心に開催県を決めて欲しいとの要請がなされて議事を終了した。

夜は宿泊所で全員懇親会があり、山口県指定無形文化財の「鷺流狂言」を観賞し歓談した。

第二日目の一八日は「山口・萩両市内史跡見学」を実施し、山口では国宝「瑠璃光寺五重塔」、国指定史跡「常栄寺庭園（雪舟の庭）」萩では重要文化財「東光寺」、国指定史跡「松下村塾・吉田松陰幽囚の旧宅」「萩城跡」等を見学し、帰りは特別天然記念物「秋吉台」のカルスト高原を観賞して新幹線小郡駅で解散した。

終りに、今回の参加者状況を記録しておきました。（内は人数）

宮城県総務部総務課（1） 秋田県総務部秘書課（2）

山形県県史編さん室（1） 茨城県県史編さん事務局（3）

栃木県教委総務課県史係（3） 群馬県県史編さん室（2）

埼玉県県史編さん室（2） 千葉県県史編さん室（1）

- 神奈川県史編集室(2)  
 富山県史編さん班(1)  
 福井県史編さん係(2)  
 愛知県文化会館県史担当(2)  
 滋賀県史編さん室(2)  
 和歌山県史編さん室(2)  
 広島県史編さん室(1)  
 山口県文書館(8)  
 福岡県総務部総務課(2)  
 大分県県史編さん室(3)
- 新潟県史編さん室(2)  
 石川県史編さん室(1)  
 長野県史刊行会(2)  
 三重県学事文書課(2)  
 兵庫県史編集室(3)  
 岡山県史編さん室(2)  
 島根県総務部総務課(2)  
 香川県聴広報課(2)  
 長崎県秘書課(2)  
 鹿児島県維新史料編さん所(1)



## 山口県市町村行政文書 保存状況一覧表について

広田 暢久

山口県文書館では昭和四十九・五十年にかけ、県内市町村戦前行政文書の悉皆調査を行なったことは、過去の「文書館ニュース」で報告したとおりである。この調査の結果、県内に約六万点の戦前行政文書が存在することが確認された。

しかし、その後四か年を経過するため、県内市町村に対して三項目の質問を發して回答をもとめ、戦前だけでなく戦後の行政文書の保存状況をまとめたものが別表である。県内五六市町村のうち、二町だけが未回答のため、五四市町村の統計表となつた。

第一項「戦前行政文書について」(1)の現状に対する質問については、保存していると答えた市町村が四二(七六%)と圧倒的に多く、保存していないと答えた市町村は皆無である。調べてみないと分らないと答えた一〇(一八%)市町村は、戦前行政文書に対する関心のなさの反映ではなからうか。(2)の保存方法については、現状のまま倉庫増設を加えると三七(六六%)市町村となり、現状存続の意見が強いが、すでに永久保存措置を構じた六(一一%)市町村と、図書館などに移管を検討中の市町村一一(二〇%)があることは重視すべき事象である。(3)の当館が実施した概数調査については、二五(六七%)市町村がほぼ合致すると答えているが、かけはなれているという市町村六(一一%)と、調査しなければ分らないという市町村一二(三三%)

があり、これらの市町村は再調査の必要が考えられる。

第二項「戦後の行政文書について」(1)の文書保存規定に対する質問に対し、保存規定(規則)のある市町村四二(六%)と多いが、規程のない市町村が一(三%)ある。この規定のない市町村は今後の問題であるが、規定があってもその通り実施している市町村と、実施していない市町村が共に一九(四%)であり、全県下市町村の行政文書管理の実体は、約半数以上の市町村が保存規定のあるなしかかりなく、行政文書を放置していることを物語っている。また、保存規定に従って管理していると答えている市町村であっても、実際に私達の目でみると放任状態である場合もかなりあり、現状はこの表よりもかなりルーズな管理状況とみることができよう。(3)の文書保存規定のない市町村では、九市町村(七%)が各課保存であり、このことは課長の裁量一つで文書が廃棄されることを意味するため、この点に不安がある。(4)の保存年限切れ文書については、規定に従って廃棄する市町村が一六(二九%)あることは当然としても、保存年限に関係なく「必要な文書」は保存すると答えた市町村が三七(六%)あることは、高く評価すべきであろう。

第三項「行政文書の今後の保存について」では、「地域住民の必要性」「歴史資料としての必要性」のため保存が必要と答えた市町村が五六(四四%)あり、行政文書保存の必要性が認識されてきていることを示している。このことは、行政文書保存に関し、将来に明るい展望をみる事ができる。なお、この項は○印を二つ以上つけた市町村が六か所あり、そのため総計が六〇となっている。以上、この一覧表を作成して感じingことは、行政文書の保存の必要性が、かなり広く多くの市町村で認識されてきていることである。しかし、必要性を感じつつも、当面どのような行政文書をどのような方法で保存するかという具体的な問題となると、文書保存規定がありながらこれが実施されない現状からみて、はなはだ心もとない気がする。これを改善するためには、県内市町村文書管理関係者(実務担当者)を集め、文書館職員が県庁文書を選別保存している実情を話し、関係者が行政文書保存について理解と選別能力をもつ必要があるように思う。市町村においても、真剣に行政文書保存にとり組んでほしいことを強く希望するものである。なぜなら、行政文書は一度廃棄すると二度と同じものを作り出すことができぬ。市町村とその地域住民にとり、かけがえのない貴重な価値ある財産だからである。このために必要なことは、巻頭で木梨館長がふれているように、「文書館法」の成立である。私達が市町村に出向き、行政文書の保存の必要性を強調しても、「趣旨はよく分るが法的な裏付けがないと保存することは無理だ」とよくいわれる。確かに市町村の文書倉庫は狭く、古い行政文書を処分しなくては新しい資料を入れることが困難な市町村が多い。だからといって古い行政文書が廃棄されることは、市町村民にとって貴重な文化遺産が失われ、大切な財産の消滅である。それを救う唯一の方法は、市町村が自覚をもって古い行政文書を保存することである。文書館法が制定されるなら、このような古い行政文書を保存することが規定される。そうならば、市町村としても図書館・公民館・歴史民俗資料館又は役場内一室を設け、行政文書の保存を行なうようになるだろう。県内には岩国市立微古館、宇部市立図書館付設郷土資料館、山口市公文書室、下関文書館のような、すぐれた文書館の施設がある。また図書館でも郷土資料室の充実したところが多い。これら施設の増加を切望している。

## 山口県市町村行政文書保存状況一覧表

I 戦前の行政文書について	市町村数(%)
(1) 上記の行政文書は現在でも	
(イ) 保存している。	42 (78)
(ロ) 保存していない。	0
(ハ) 調査しないとわからない。	10 (18)
(ニ) その他。	2 (4)
(2) 保存している場合、今後の保存について	
(イ) 現状のまま保存を続けていく。	33 (61)
(ロ) 市町村で倉庫などを増設し保存をする。	4 (8)
(ハ) 図書館・公民館・歴史民俗資料館への移管を検討中。	11 (20)
(ニ) 図書館などへ移管した。	6 (11)
(3) 文書館実施の50年度概数調査について	
(イ) この概数は実数とほぼ合致する。	36 (67)
(ロ) この概数は実数とかけ離れている。	6 (11)
(ハ) その他。	12 (22)
<hr/>	
II 戦後の行政文書について	
(1) 文書保存規定(規則)について	
(イ) 文書保存規定がある。	42 (78)
(ロ) 文書保存規定はない。	12 (22)
(2) 文書保存規定がある場合	
(イ) 規定どおり集中管理している。	19 (45)
(ロ) 実際には規定が守られていない。	19 (45)
(ハ) その他。	4 (10)
(3) 文書保存規定のない場合	
(イ) 各課で保存している。	9 (75)
(ロ) 各人が保存している。	0
(ハ) その他。	3 (25)
(4) 保存年限の切れた行政文書について	
(イ) 規定に従って廃棄する。	16 (29)
(ロ) 必要と考えるものは保存する。	36 (67)
(ハ) その他。	2 (4)
<hr/>	
III 行政文書(戦前・戦後)の今後の保存について	
(イ) 行政文書保存の法律がないから保存の必要なし。	0
(ロ) 守秘義務があるので早目に廃棄する。	2 (3)
(ハ) 地域住民のため必要なものは保存する。	19 (32)
(ニ) 多種の価値ある歴史的資料として必要なものは保存する。	37 (62)
(ホ) その他。	2 (3)

## 山口県内古文書緊急調査

石川 敦彦

山口県は文化庁の補助金を得て、県下に所在する古文書の緊急調査を行なった。

調査の目的は、古文書の散逸・亡失を防ぐために所在状況を調査し、現状を把握して保存対策の基本計画の策定に必要な資料を作成するものである。調査には三坂圭治・石川卓美・国守進の各氏のほか六名の文書館専門研究員があたり、二二名の地方調査員がこれに協力した。

まず、明治以降の各種調査記録をもとに、約六三〇か所に及ぶ所蔵先のリストを作り、これを四月一八日の市町村文化財担当者会議で、当該文書の現在の当主・所蔵の有無等について確認してもらうことと、四月末までの回答とを依頼した。

調査にあたっては、一点づつ文書の名称・差出人・宛名・大きさなどを調査カードに記入すること、とくに中世文書については写真を撮ることとした。しかし県下全域にわたり、限られた期間内に調査の網をかぶせることは不可能なので、中世文書の調査を優先することとした。

各市町村からの回答が帰ってくるまでの間、右田毛利家と冷泉家の文書調査を行なった。この経験をもとに、五月中旬から本格的に県下各地へ調査に出向いた。そのため文書館には庶務担当と閲覧担

当者のみという日が幾日かあった。九月になると、「山口県史料」の編集作業と当調査の報告書作成準備との関係で当初の計画を改め、十月で調査を終えることにした。

この間調査に要した延日数は一六五日、調査訪問先は三〇四家(寺社を含む)にのぼった。一日に平均一〜二家訪問したことになる。この結果所在を確認調査したのは二九八家で、中世文書については二〇六家、二八〇〇点余に達した。このうち一六三家の文書については写真撮影し、B5版に焼伸し、山口県文書館に備えることにした。この調査によって『閩閩録』や『防長古文書誌』等に採録されなかった文書を発掘したことと、目録以外に写真撮影したことは、今後の中世史研究に大いに寄与するものと自負するものである。

調査で感じたことは、これら文書が極めて嚴重丁寧に保存されているものもあつたが、多くは簡易な方法で秘蔵されていた。それ故に虫・蝨・湿気、そして最も思むべき火災に対して無防備な状態におかれている。近時歴史資料館が各地に開設され、考古・民俗資料等は収蔵されるが、文書は対象にならない。たしかに文書は展示にそぐわない。しかし文書は家寺社の記録であると共に地域の記録であり、地域にとって最高の文化財である。

今後の課題は、本調査の目的とするこれら文書の保存対策の確立と、時間的制約から調査できなかった各種指定文書や尠大な量にのぼる近世文書の調査をどのようにすすめて行くかである。

終りに調査にご協力いただいた所蔵者各位と関係市町村職員の方々へあつく御礼を申し上げます。

△参考▽

調査カード(A)様式

史料の名称					
所有者					
住所					
文書内容					
伝来等					
保存状況					
保存場所					
将来の保存予定					
写真撮影	無	有			
研究利用状況					
調査年月日	自昭和	年	月	日	調査者
	至昭和	年	月	日	

(山口県古文書調査)

調査カード(B)様式

文 書		
名 称	記 号 番 号	
員 数		
形 状	冊(縦・横) 帳(長・横) 綴 袋 卷 状	
時 代	年 ( ) 月 日	
作 者 出 産 人		
名 宛		
保存状況	虫損 破損 しみ かび 其他 ( ) 甚 中 少	
法 量	縦 ( ) × 横 ( )	
内 容 等		
写 真	要撮影 撮影済	写真番号
調 査 年 月 日	昭和 年 月 日	調査者

(山口県古文書調査)

文書館ニュース  
昭和五十五年三月二十日発行

千七五三

山口県文書館  
山口市後河原松柄一五〇一  
電 山口②一二二一六